



中部電力パワーグリッド

配電部門 安全月報

～すべてのケガは防ぐことができる～

2024年11月
配電部 配電運営G 安全T

“間接活線工法への全面切替に向けて”

直接活線工法から間接活線工法への全面切替することを決定してから3年が経ち、全面切替する2025年10月まであと1年を切りました。

私は、間接活線工法への全面切替の責任者として、事業場や工事会社、用品開発メーカーのみなさまに、「間接活線工法への全面切替を成し遂げ、危険な領域に入らない、触らない作業環境を作り、高圧感電災害を撲滅する」という強い信念と「切替に向けた課題をあらゆるリソースを投入し、全力で解決する」という覚悟をもって臨むと宣言し、関係者一丸となって全力で取り組んできました。

これまで、配電部門の強みである現場力と団結力を発揮し、本社では用品開発、ルールや要素作業書の整備、現場では教育・訓練ならびに現場実践やかいせんと着実に間接活線工法のチカラがついてきたと実感しており、関係者のみなさまに感謝です。

全面切替まであと1年を切りましたが、残っている課題は難しいものもあり、また、まだ間接活線工法への切替について現場の不安の声も聞きます。これらを乗り越えるには、関係者全員で知恵を出し課題解決するとともに、訓練と現場実践の積み重ねにより不安から自信に変えていく必要があります。“百里を行く者は九十を半ばとす”という言葉にもあるように、最後まで気を抜かず、全員が強い信念と覚悟をもって間接活線工法への全面切替を実現することで、高圧感電災害を撲滅しましょう。



配電部 配電運営グループ長
稲垣 光二

00 | 配電部門安全月報の主旨・目的

- 災害発生状況を分析し、共有することで、一人ひとりが安全について考えるきっかけとし、安全意識の醸成を図る。
- 至近に発生した災害や車両事故について共有し、気を付けるべきポイントを具体的に発信することで、同種同類災害の未然防止につなげる。
- ヒヤリハットシステムや運行管理システムなどのビッグデータを分析し、危険要因についてタイムリーな注意喚起を行うことで、リスク低減への組織的な取組みにつなげる。
- 安全に関する工具や工法、用品の情報を共有することで、安全意識の醸成と用品対策の充実を図る。

【目次 [数字はスライド番号]】

- | | |
|--------------------------------|-----------------------------------|
| — 配電部からの安全メッセージ | 04 当月の作業・その他災害発生状況 [P.8] |
| 00 配電部門災害発生状況（全体概要） [P.3] | 05 ヒヤリハットシステムの登録傾向分析[P.10～12] |
| 01 当月に発生した災害一覧 [P.4] | 06 過去災害の振り返り[P.13] |
| 02 運行管理システムによる支社別運転傾向分析[P.5～6] | 07 今月のコラム（自転車運転中の罰則 厳罰化） [P.14] |
| 03 当月の交通災害発生状況 [P.7] | 08 事業場が実施する安全取組の水平展開（岡崎支社） [P.15] |

00 | 配電部門災害発生状況（全体概要）

- 2024年10月の災害実績は、交通災害が**2件**、作業・その他災害が**5件**発生。
- 前年度の災害実績**44件**に対し、2024年度10月末時点の災害実績は**45件**と前年度比1件の増加であった。

		交通災害	作業・その他災害	作業・その他災害の内訳（再掲）		合計
				直営	請負・委託	
単月	10月実績（A）	2	5	4	1	7
	前年度同月（B）	3	2	2	0	5
	差分（A）－（B）	-1	+3	+2	+1	+2
月末累計	10月末実績（C）	8	37	26	11	45
	前年度同月末（D）	13	31	24	7	44
	差分（C）－（D）	-5	+6	+2	+4	+1
年度累計	前年度実績（E）	18	46	31	15	64
	差分（C）－（E）	-10	-9	-5	-4	-19

01 | 当月に発生した災害一覧（概要）

発生日	災害種別	態様	発生概要	発生部署	ケガの程度
10/7	業務上災害（作業）	蜂刺され	現場設計時に蜂に刺される	飯田支社	不休（要治療）
10/4	業務上災害（作業以外）	四輪	信号交差点で停止中の前車に追突	四日市支社 桑名営	公衆加害
10/8	業務上災害（作業以外）	四輪	信号交差点通過時に左から来た相手車と衝突	四日市支社 桑名営	不休（要治療）
10/9	業務上災害（作業）	その他	動力引込線の撤去作業のための昇柱の際に誤って街灯配線（100V）と継柱金具を握り感電	浜松支社 浜北営	不休（要治療）
10/21	請負災害	転倒	傾斜地で転倒し右手をついた際に骨折	松本支社	軽傷
10/22	業務上災害（作業）	飛来、落下	作業中に杭として使用した接地棒が抜けて跳ね上がり前歯を欠損	豊橋支社 新城営	不休（要治療）
10/28	業務上災害（作業）	激突	伐採木運搬中に樹木に頭を強打	三重支社 伊賀営 名張SS	不休（要治療）

【8月、9月発生災害 登録内容修正について】

以下の災害はアクシス登録内容が10月中に修正されています。これに伴う年間災害件数の変動はありません（1件減少、1件増加）のでご承知おきください。

発生日	災害種別 (修正前)	災害種別 (修正後)	態様	発生概要	発生部署	ケガの程度 (修正前)	ケガの程度 (修正後)
8/26	請負災害	参考情報	切れ、こすれ	伐採樹木を裁断中に足を滑らせチェーンソーで左膝を挫創	掛川支社 島田営業所	軽傷	不休 (休業日数0)
9/6	参考情報	請負災害	はさまれ、巻き込まれ	掘削作業中に作業者の手と重機バケット部が接触	豊橋支社	不休 (休業日数0)	軽傷

02 | 運行管理システムによる支社別運転傾向分析

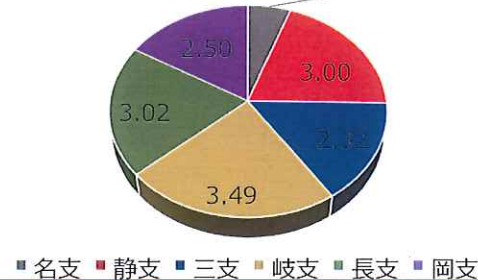
◆危険運転回数（急加速・急ブレーキ・急ハンドル）のイベント発生実績

集約期間：2024年8月1日～2024年8月31日※1

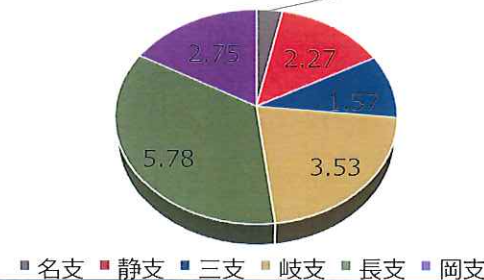
急加速1,000km当たり[回] 0.12



急ブレーキ1,000km当たり[回] 0.82



急ハンドル1,000km当たり[回] 0.54



集約期間：2024年9月1日～2024年9月30日※1

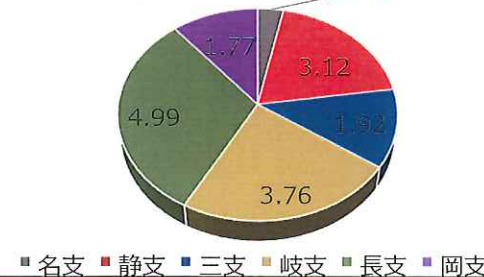
急加速1,000km当たり[回]



急ブレーキ1,000km当たり[回] 1.15



急ハンドル1,000km当たり[回] 0.52



イベント名	イベント発生理由
急加速	運行中の速度が急激に増加したとき
急ブレーキ	運転中の速度が急激に減少したとき
急ハンドル	運転中の車両の横方向への動きが急激に増加したとき
速度オーバー	走行速度が基準の速度を上回った場合

安全の一言

「急ブレーキ」の件数が微増しています。

スタッドレスタイヤは、タイヤ自体が柔らかいため、ノーマルタイヤと比較して、降雪時以外は制動距離が伸びる傾向にあります。急ブレーキをしなくてもよいに、飛び出しや前車の急停止など、危険を予知した安全な運転をお願いします。

※1 走行距離データのシステム処理の都合上、2024年8月分と9月分の実績を掲載。

02 | 運行管理システムによる支社別運転傾向分析

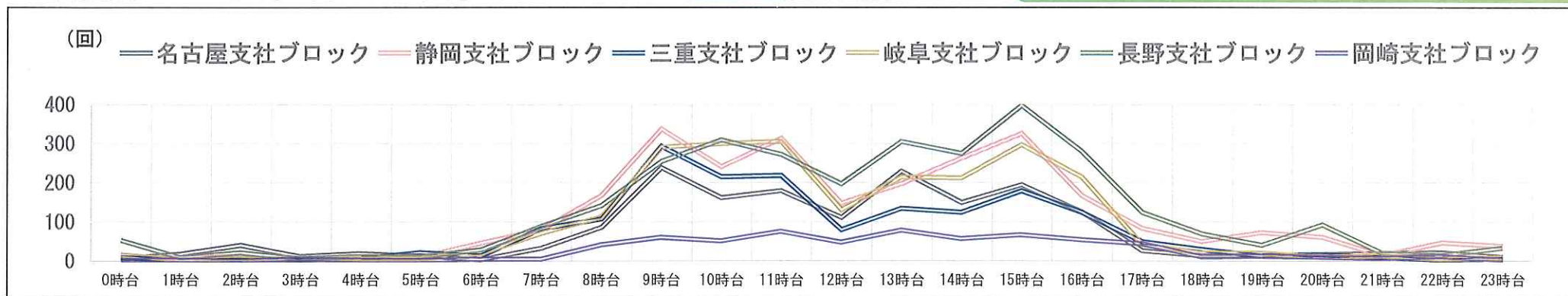
◆速度オーバーイベント※²発生時刻の傾向【9月分と10月分】

集約期間：2024年8月21日～2024年9月20日

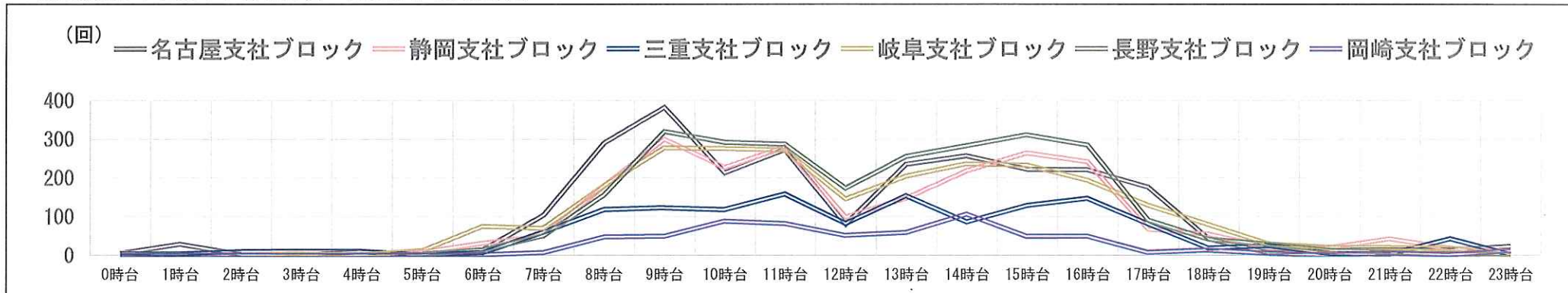
イベント名	イベント発生理由
速度オーバー	走行速度が基準の速度を上回った場合

安全の一言

前月と比較し17～18時台のイベント件数が微増しています。業務完了後は「あとは帰るだけ」と気が緩みがちですが、「運転すること」自体が重要な業務です！帰営するまで慌てずに、ゆとりを持った運転をお願いします！



集約期間：2024年9月21日～2024年10月20日



※2 実際の道路状況を認識しているわけではなく、高速道路走行時もイベント対象となることがある。

1 0月は配電部門において交通災害が2件発生しました。

<発生概要>

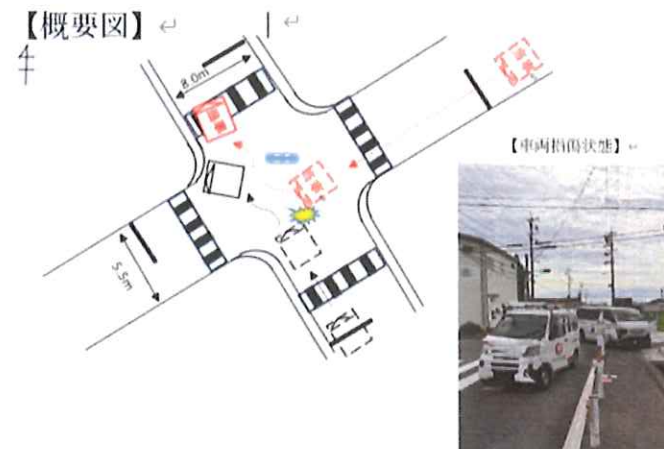
信号交差点通過時に左から来た相手車と衝突 (AKSiS内にドラレコ映像有)

【概要】

- 1 本人は応需業務のため伝票6件を持ち、単独で事業場を出発した。
- 2 当該交差点の45m手前を時速約40kmで走行中、前方の信号が青から黄に変わったためアクセルから足を外した。
- 3 **このまま停止すると、停止線を超え横断歩道付近まで進むと思いそのまま交差点を通過しようと考え、再度アクセルに足を乗せた。** (アクセルは踏み込んでいない)
- 4 当該交差点に進入する直前に、交差点左側から進入してくる相手車を発見し、ブレーキを掛けたが交差点中央付近で相手車と衝突した。(この時双方の信号は赤)
- 5 本人は会社、警察署、保険会社へ連絡した。(当方ケガなし、病院受診なし)

安全のポイント

- ✓ 当該交差点は歩行者用信号がないため、いつ信号が変わるか予測ができません。
- ✓ 交差点東側には建物があり、当車と相手車が双方の存在を認識することは困難です。
- ✓ 今回は車同士の接触事故となりましたが、**歩行者や自転車が飛び出してきたら、相手や運転者はどうなっていたでしょうか。**
- ✓ 交差点内に進入してしまった後でも、横断歩道に被らない位置や車両の妨害とならない位置までバックすれば、「交差点等進入禁止違反」にはなりません。
- **上記の内容やドラレコ映像を踏まえ、あなたがこの場面に遭遇したらどうするか？一度考えてみてください。**



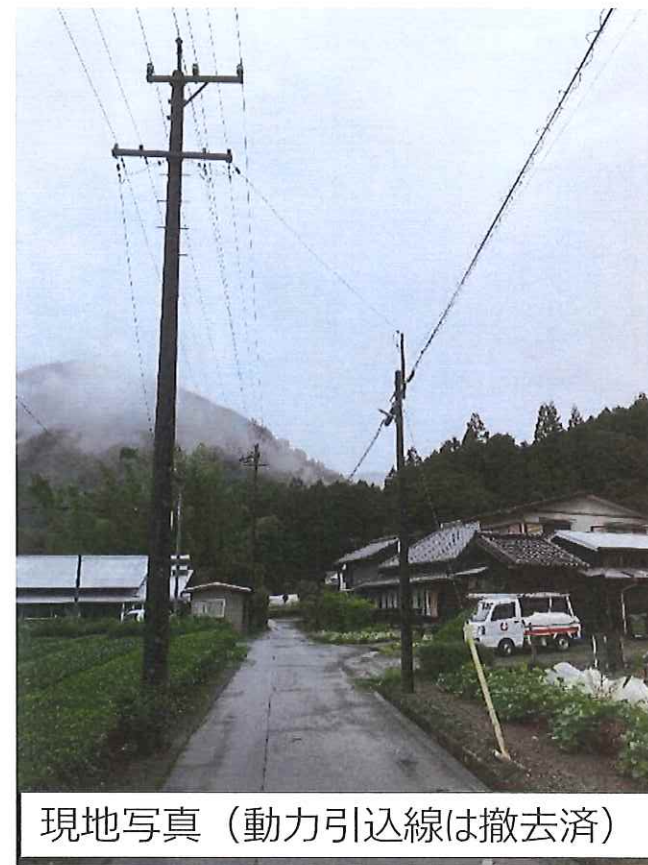
04 当月の作業・その他災害発生状況

10月は配電部門において作業・その他災害が5件発生しました。

<発生概要>

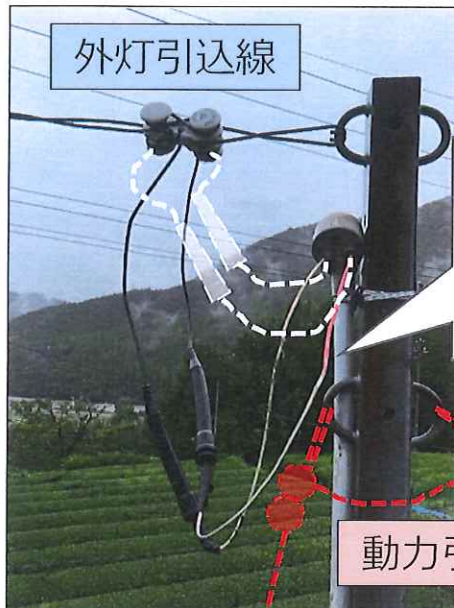
動力引込線の撤去作業のための昇柱の際に誤って街灯配線（100V）と継柱金具を握り感電

- 1 被災者は、応需伝票4件および改修作業のため事業場を出発した。
- 2 2件目の動力全撤現場に到着。（災害場所）
- 3 引込柱にて動力の縁切りを実施し、引込柱からN T T短尺柱間の引込線を降ろした。
- 4 家屋側引込線撤去（継柱）のためN T T短尺柱（コン柱）に昇柱した。N T T短尺柱の検電実施（発音、発光なし）
※N T T短尺柱に外灯（100V、チューブ引下）が設置。
- 5 N T T短尺柱上部まで昇柱し、N T T短尺柱上部にて胴綱の打ち替え後、作業位置である継柱金物上部まで移動しようとした。右手で継柱金物下部付近を支えた状態で、上体を持ち上げるために左手を継柱金物上部へ伸ばした際に、外灯配線のI V線に左手が接触した。接触したと同時に両手が委縮し、継柱金物（右手箇所）I V線（左手箇所）から離れられなくなった。数秒間その状態が続いたが体を揺らしながら体重を下方方向に掛けることで、充電箇所から手を離すことができた。その後、本人は家屋側動力引込線を撤去し自力で降柱した。
- 6 当該現場の作業を完了。事象発生直後から、腕から手首にかけての違和感はあったが、当日の作業は継続した。
- 7 退社し帰宅。帰宅後も両腕の違和感は継続していた。（吐き気やめまいはなし）
- 8 翌日事業場に出社。前日の事象を皆に共有するため、まず上長に報告した。あわせて両腕の違和感についても報告したところ、上長より病院へ受診するよう指示。
- 9 病院を受診（血液検査、尿検査を実施）し感電による筋攣縮（きんれんしゅく）と診断を受けた。

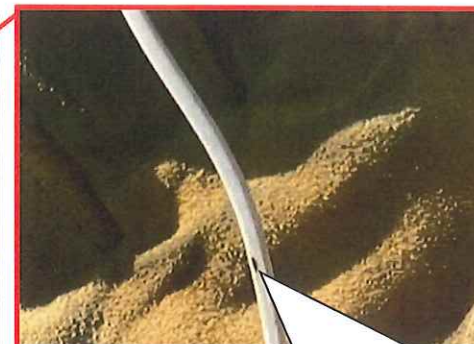


現地写真（動力引込線は撤去済）

04 当月の作業・その他災害発生状況



被災者の体重がかかったことにより、チューブ内にあったIV線が引き出されたとされる。
 (発災前から露出していた部分は白色に変色しているが、被災時に引き出されたとされる部分は赤色)



発災後の現場検証によりIV線の充電部が判明。
 ※検証前は変色しておらず、デジタル顕微鏡でしか芯線部を確認できないレベルであった。

安全のポイント

- ✓ 現場検証の結果、左上図のとおり、外灯引下線の接続箇所は撤去対象の動力引込線よりも上部にあったと想定されます（破線部は被災時の現場状況を想定したもの）
- ✓ 被災者は昇柱前点検を行い「充電部には触らずに作業できる」と判断しましたが、昇柱動作時に足元にあったNTT線を「切ってしまうかもしれない」と思い、**足元を注視しながら左手を上部に伸ばした結果**、IV線に接触。IV線が一部劣化しており、感電に至っています。
- 昇柱前に留まらず、昇降柱の途中においても、活線部分との離隔距離を確認し、安全な昇降柱箇所を確かめるようにしましょう。

05 | 11月のヒヤリハット要素の予測（前年11月分の振り返り）

交通その他編

[抽出期間：2023/10/26～2023/11/22]

■ 頻出単語上位20語

順位	抽出語	出現回数	順位	抽出語	出現回数
1	走行	1020	11	歩道	654
2	車両	1007	12	ヒヤリ	614
3	車	993	13	信号	594
4	自転車	802	14	横断	534
5	確認	763	15	右折	499
6	交差点	747	16	運転	478
7	道路	744	17	接触	463
8	停止	742	18	思う	449
9	車線	724	19	対向	441
10	歩行	659	20	前	389

■ 頻出単語（番外編）

順位	抽出語	出現回数	順位	抽出語	出現回数
22	衝突	368	56	発見	169
45	帰宅	197	59	スピード	165

作業編

[抽出期間：2023/10/26～2023/11/22]

■ 頻出単語上位20語

順位	抽出語	出現回数	順位	抽出語	出現回数
1	作業	324	11	計器	77
2	柱	169	12	蜂	75
3	確認	160	13	落下	74
4	現場	116	14	電線	73
5	梯子	95	15	車両	71
6	転倒	94	16	思う	69
7	ヒヤリ	87	17	道路	66
8	昇	87	18	歩行	66
9	伐採	82	19	足	64
10	移動	78	20	工事	63

■ 頻出単語（番外編）

順位	抽出語	出現回数	順位	抽出語	出現回数
22	出向	62	31	足元	50
23	滑る	60	95	進入	24

- ✓ 自転車に関する交通ヒヤリハットが多く登録されています。
- 10～12月は薄暮時の死亡事故件数が増加する時期です。日が暮れる時間帯もより早まり、歩行者や自転車の発見が遅れ、交通事故に繋がるリスクが高まりますので、ハイビームを活用し、歩行者、自転車の早期発見に努めましょう。
- ✓ 昇柱作業に関するヒヤリハットが多く登録されています。
- 昨年11月には、梯子を固定せず昇柱したことにより、梯子が回転し、転落した災害が発生しています。必ずバンド等を使用し、確実に固定されていることを確認してから昇柱しましょう。

■【2022年11月に発生した請負災害】

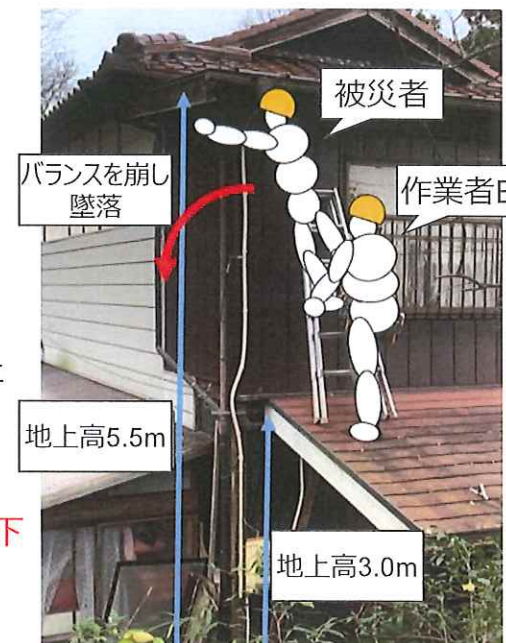
<発生概要：引込線張替作業中に梯子から墜落>

1. 13:05 作業現場到着
2. 被災者を含む3名でTBMを実施後、作業を開始した
3. 作業員Aは電柱に昇柱し、既設引込線の電柱側を外した
4. その後、被災者、作業員A、作業員Bは引込線新設工事に着手した
5. 作業員Aは柱上で電柱側の引込線を上げた後、作業員Bが高所作業車で家屋側を上げた
6. このとき被災者は、監督者として監視に従事していた
7. 被災者は作業員Aの電柱側の引込線接続が完了したため、重点監視を完了した
8. 作業員Bは被災者が家屋側の引込線撤去作業の準備を開始したため、監視することを被災者へ伝えた
9. **被災者と作業員Bは一階の屋根上に移動した**
10. **作業員Bは梯子を両手と片足で押さえ、監督者を兼任した**
11. 被災者は梯子の3段目まで昇った
12. 13:45頃、**被災者は支持点が奥にあり、左手を伸ばしてDV碍子を外した弾みで体勢を崩し落下した（推定）**

ケガの程度：肋骨骨折、脾臓損傷

安全のポイント

- ✓ **高さが2m以上**の高所作業では、作業床を設けたり、安全帯を使用するなどの**墜落防止措置を講じなければなりません**（労働安全衛生規則第518条）。
 - ✓ また、脚立から身を乗り出して作業※¹しており、**安全な脚立の使用が未遵守**でした。
 - 既存設備や保有機材による**墜落防止措置※²**や高所作業車の使用ができない場合は、作業を中止し、足場組立を業者に依頼してから安全を確保したのちに作業するようにしてください。
- ※2 配電線路関係安全作業の手引 付録 第9章「屋根上作業の墜落防止措置例」を参照。**



※1 梯子や脚立のメーカーである長谷川工業のHPにて、危険な梯子の使い方として紹介されています。
長谷川工業HPリンク



改正道路交通法の施行により、2024年11月1日から「自転車運転中のながらスマホ」「自転車の酒気帯び運転」も罰則対象に！！

今月から自転車の運転について罰則が強化されます。強化される対象は、自転車運転中の「ながらスマホ」および「酒気帯び運転」になります。

- **ながらスマホ**
自転車運転中にスマホの画面を眺めるといった行為をしてしまうと、取り締まり対象となり、6カ月以下の懲役・または10万円以下の罰金が科せられます。
- **酒気帯び運転および幫助**
お酒を飲んだ後の自転車の運転をすると、3年以下の懲役・または50万円以下の罰金が科せられます。また、自転車を提供した方も同じ処罰が科せられます。

自転車を通勤で使用する方など、自転車に乗る機会が多い方は、新たな罰則内容について理解し、罰則対象とならないよう注意してください。

自転車のスマホ・酒気帯び 罰則強化

「ダメ!!」ながらスマホ 「ダメ!!」酒気帯び運転

令和6年11月1日 道路交通法改正

自転車運転中の新たな罰則

- 携帯電話使用等 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

令和6年11月1日 道路交通法の改正

自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました

運転中のながらスマホ
スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。
違反者は、**6月以下の懲役又は10万円以下の罰金**
交通の危険を生じさせた場合、**1年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

酒気帯び運転および幫助
自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。
違反者は、**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**
自転車の提供者は、**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**
酒類の提供者・同乗者は、**2年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

自転車運転者講習制度
「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反復して行った者は講習制度の対象となります。*受検料5万円 5万円以下の罰金

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、進路切り立入り、安全帯義務違反、通行区分違反 など

わき見・ながら運転の未然防止策について（岡崎支社）

2024年4月17日に安全推進グループ発信の通知文書『「わき見・ながら運転」による車両災害・事故の未然防止に向けた試行施策について』において、追加となった施策「運転時は**運転席から手の届く範囲（助手席を含む）に業務端末や書類などの物を置かない。**」を軽トラックに適用するため、岡崎支社管内では『アルミBOX』を購入し、施策の定着を図っている。

＜アルミBOXの用途＞

個人の荷物（伝票、ペンコム等）を収納する。または運転席後ろの工具BOX内の工具等をアルミBOX内に収納し、空いた工具BOXへ個人の荷物を収納（アルミBOX、工具BOXともに南京錠で施錠）する。

アルミBOXの外観①

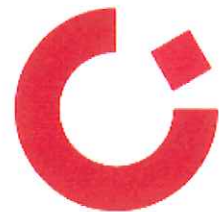


アルミBOXの外観②



アルミBOXを開けた状態





中部電力パワーグリッド

発行：2024年11月1日

発行者：配電部配電運営G安全T	担当課長	加藤 通臣
〃	主任	吉川 順平
〃	主任	久保 俊貴
〃	担当	南出 将吾